

# 納税者の皆様へ

国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことです。この使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

国税庁は昭和24年に創設され、今年で70周年を迎えました。その間、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しており、特に近年、経済社会のICT化・グローバル化には目覚ましいものがあります。

こうした変化の激しい時代に、引き続き国税庁がその使命を果たしていくため、平成29年6月には、概ね10年後をイメージした指針として、「税務行政の将来像」を公表いたしました。

現在、その実現に向けて業務改革やインフラ整備に本格的に着手するなど、様々な取組を行っています。

納税者サービスの充実の面では、納税者の皆様の申告・納税等に役立つ情報を、国税庁ホームページなどを通じて提供していくほか、ICTを活用した利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでいます。

本年1月から個人納税者の方の所得税の申告について、スマートフォン等専用画面を利用したe-Taxが可能となりました。これについては、令和2年1月以降、利用可能な手続を拡大する予定であり、引き続き納税者の皆様の利便性向上に努めてまいります。

また、本年10月には、消費税率の引上げとそれに伴う軽減税率制度の実施が予定されています。事業者の方々の準備が円滑に進み制度が早期に定着するよう、周知・広報や相談対応等に、しっかりと取り組んでまいります。

マイナンバー制度については、政府全体として、マイナンバーカードの普及やマイナンバー及び法人番号の利活用の促進策について検討が進められています。

国税庁では、このような状況を踏まえながら、マイナンバー制度を活用した行政事務の効率化を進めるとともに、例えば、納税者の方が年末調整・確定申告手続に必要な情報を、マイナポータルを通じて一括入手し、各種申告書へ自動入力できる仕組みの構築を進めております。

これから順次、納税者の皆様がマイナンバーカードを使って便利なサービスを利用できるようにインフラ整備を進めてまいります。是非、マイナンバーカードや法人番号をご活用ください。

国税庁は、大口・悪質な事案には、納税者の権利・利益の保護を図りつつ、組織的に厳正な対応を行うなど適正・公平な課税・徴収の実現へ向けて取り組んでいます。

また、税務コンプライアンスの向上を促す取組として、例えば、暗号資産(仮想通貨)の取引がある方など新たな経済取引を行う方に対し、所得の計算方法や申告上の留意点について周知・広報を行うとともに、大企業に対しては、申告水準の維持・向上のため、税務に関するコーポレートガバナンスを充実させる取組を推進しています。

多国籍企業への課税や国境を越える資産の移転等に関する課税・徴収は国際的に大きな課題となっています。

このため国税庁は、情報収集・活用の強化や外国当局との協調等に取り組むとともに、執行体制の整備・拡充を図り、積極的に調査等を行っております。

これまで以上に、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しや国際的な租税回避行為等に適切に対処してまいります。

国税庁としては、こうした様々な取組を通じて、納税者の皆様に適正かつ円滑に申告・納税をしていただけるよう努めてまいります。

このような取組を推進していくに当たっては、納税者の皆様の税務行政に対する理解と信頼が不可欠と考えております。

この国税庁レポートは、統計資料のほか、図や写真などを交えながら、納税者の皆様に国税庁の1年間の活動やその年のトピックスを分かりやすくお知らせしています。

国税庁ホームページや報道発表などに加え、この「国税庁レポート2019」が税務行政に対する皆様のご理解を深める一助になれば幸いです。

令和元年 6月

国税庁長官 藤井健志